第 10 回遵守委員会会合 2015 年 10 月 8-10 日 韓国、麗水 暫定議題

- 1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会議運営上の説明
- 2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告

メンバー及び協力的非加盟国(CNM)は、遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレートにより、年次報告書を提出しなければならない。品質保証レビュー(QAR)に参加したメンバーは、様式のセクション1(MCS 改善事項のまとめ)において、QARにおいて提起された重要な成果を須く報告することが奨励される。QARを完了すること自体がMCSの改善に向けた重要なステップであることに留意されたい。国別配分量に帰属する漁獲量の定義の導入に関して、CCSBT21報告書のパラ53は2015年の行動ポイントとして以下を特定した。

- 各メンバーは、同国に当てはまる死亡要因について調査を行うとともに、ESC 及びCC による議論及びレビューに付するためにこれを報告する。
- メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-2017漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。

本件にかかる進捗状況は、年次報告書テンプレートのセクションI(3)「『国別配分量に帰属するSBT 漁獲量』に関する共通の定義の導入」において報告する必要がある。

CC9 において、オーストラリアはステレオビデオモニタリング技術の自動化に関する 調査プロジェクトの中韓報告を行うことを約束したことに留意する必要がある。

メンバー及びCNM は、提出された国別報告書に既に目を通しているものと見なされ、これらを再度説明する必要はない。この議題項目は、国別報告書における主要な課題に対する質疑応答が中心となる。かかる質疑応答によって、メンバー及びCNM の制度やパフォーマンスが精査されることが期待される。

 $^{^1}$ CCSBT21 は、帰属漁獲量の定義について以下のとおり合意した:「メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

[•] 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない)

[•] 放流及び/又は投棄

遊漁

[•] 慣習的及び/又は伝統的漁業

[•] 沿岸零細漁業」

2.2. 事務局からの報告

事務局からの報告には、CCSBT 管理措置にかかるメンバー及び CNM の遵守状況をまとめた、遵守に関する一覧表の最新版が含まれる。この一覧表は、メンバー及び CNM の協力の下、会合前に更新される予定である。

2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.3.1. メンバーの遵守状況

遵守委員会(CC)は、CCSBTの管理措置の遵守にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が必要な全ての分野に関する勧告を行う予定である。

2.3.2. 協力的非加盟国の遵守状況

CC は、CCSBT の管理措置の遵守にかかる CNM の履行状況について検討するとともに、改善が必要な全ての分野に関する勧告を行う予定である。ここで検討された情報は、既存の CNM の地位を継続させるかどうか、及び/又は EC への加盟にかかる CNM からの申請(例えば本年の EU による申請)を受理するかどうかに関する拡大委員会(EC)の決定を支援することとなる。

2.3.3. 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定された分野について検討を行うとともに、こうした非遵守の事例に対して、CCSBT の<u>是正措置政策</u>の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。

3. CCSBT 遵守計画の実施

以下の小議題項目は、<u>遵守計画</u>の3年間の行動計画(2015-2017年)において2015年及び 2016年に予定されている行動のうち、この議題の他のセクションにおいてカバーされていな い事項に関するものである。

3.1. 2015 年に予定されている行動

3.1.1 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレートのア ップデート

ERSWG は、遵守委員会に対し、SBT 船舶に関する遵守プログラムを通じて収集 された混獲緩和措置関連の情報といったメンバーから得られた情報の照合を行う よう要請した。事務局は、当該要請に対応するとともに、及び既存又は新規の措 置に対して必要となるアップデートを含む、年次報告書テンプレートの改正案を 提案する予定である。

3.1.2 電子的監視技術

本議題項目では、メンバーに対し、伝統的な人によるオブザーバー計画を補完するための電子的な監視技術の費用対効果を探求すべく取り組まれている調査に関する、及び/又は既に導入されている又は導入が検討されている電子的監視技術にかかる2015-2017年の遵守行動計画(CAP)事項8.3.1 に関して報告する機会を提供する。

3.1.3 合意された漁獲量モニタリングにかかる最低要件

CC9 作業計画は、メンバーはおおよそ2015-2017 年の期間に「各漁業セクターごとに合意された漁獲量モニタリングの最低要件を開発し合意する」と明記している。本件は CAP の行動項目 8.3.2 に対応するものである。メンバーは、現時点での進捗状況について報告する必要がある。

3.1.4 二国間協定又は国際ネットワークを通じたモニタリングの強化 事務局は、国際的な監視・管理及び取締りネットワークによる進展、及び遵守に 関する他のRFMO、特にIOTC の事務局との関係について報告する予定である。 CCSBT のメンバーは、遵守モニタリングの強化のために CCSBT が構築/参加し 得る追加的な二国間協定又は国際ネットワークを提案することが求められる。

3.2. 2016年に予定されている行動

遵守委員会は、2016 年の行動計画の以下の項目の検討について、どのようなアプロー チをとるべきか検討を行う必要がある。

3.2.1. CCSBT のデータ収集及び管理に関する制度/プロセスの精査に関する研究

CAP (事項8.3.1b) は、2016 年及び2017 年において、CCSBT の CDS、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ/情報の収集及び管理をより完全なものにする、及び/又は効率を改善するための制度/プロセス (特に、可能な限り情報源に近いデータ/情報を一度に収集できるものに焦点) を精査するための研究を実施することとし、また可能な限り、これらを他の RFMO の制度及びプロセスに調和させることを探求することとしている。

CC は、本研究の一環として実施されるべき作業の仕様を定めるとともに、必要な場合はこれを外部委託することができるよう、本研究に関する付託事項を策定する必要がある。

4. CCSBT MCS 措置のレビュー及び改正

この議題項目では、既存のMCS 措置の効果的かつ効率的な運用及び必要に応じた改正を確保することに留意しつつ、これらの措置のレビューに重点的に取り組む。

4.1. 転載

4.1.1 報告

港内転載のモニタリングを含む改正CCSBT転載措置について、CC9はこれに合意 し、及びCCSBT21はこれを採択した。事務局は、通常の洋上転載報告に加え、可 能な場合には港内転載に関する情報の概要を提供する予定である。

4.1.2 転載MoU

CC9において、事務局は、WCPFC条約水域内でSBTを含む転載を行うための、 CCSBT及びWCPFCの間の転載MoUの締結の可能性について確認するために WCPFCと接触することを要請された。事務局は、本件に関する進捗状況につい て報告するとともに、CCSBT-ICCAT間、及びCCSBT-IOTC間の既存の転載MoUの 改正に関するICCAT及びIOTCとの議論のアップデートを提供する予定である。

4.2. 漁獲証明制度 (CDS)

4.2.1. CDS の運用上の課題

この議題項目では、CDS において発生している全ての運用上の課題を特定し、及びこれらについて検討する機会を提供する。

さらに

- CC9 において合意されたとおり、事務局はREEF²様式がどのように使用され たかについてモニタリングを行っており、CC10 に対して本件(特に過剰利用 のリスクに関して)を報告する予定である。
- 期限までに十分なデータが得られた場合、事務局は、CCSBT 回章#2015/009 で 概説したとおり、CDS 漁獲モニタリング様式の漁獲/収穫の部と製品の最終 仕向地の部の間の SBT の重量の差違に関する予備的データ分析を行う予定で ある。この分析は、スムーズな貿易を支援するために許容されている現在の 5%の差違水準が適切なものであるかどうかを判断するのに役立つものと考えられる。

4.2.2. CDS 決議の改正

CC9 において、事務局は、電子クロマグロ漁獲証明(e-BCD)プロジェクトに関するICCAT の経験の概要及びCCSBT の電子CDS (eCDS) に関する勧告に関する文書CCSBT-CC/1410/16 を説明した。当該文書における主な勧告の一つは、eCDS の開発を開始する前にCCSBT のCDS 決議の改正を検討することであった。メンバーは、当該勧告に強く合意するとともに、CC の2015 年の作業計画にこれが加えられた。

事務局はCDS のレビューを開始しており、eCDS のスムーズな導入を促進すると考えられるCDS 決議(関連するCDS 様式を含む)の改正案について、これを前に進めることにメンバーが合意するよう提案する予定である。

また事務局は、ICCAT のe-BCD システムに関する技術的な評価、及びICCAT のシステムを CCSBT のeCDS に流用するべく改造することが費用効果が高いかどうか、及び実際的かどうかについても報告する予定である。

4.3. 許可船舶決議

CC9 は、許可船舶決議への以下の文言の追加について遵守委員会による検討に付するよう、CC10 の事務局文書にこれを含めることに合意した。

「2016 年1 月より、メンバー及び CNM は、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての船舶(ただし木造船及びファイバーグラス船を除く)であって総トン数が 100 トン以上の船舶に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。」

事務局文書では、遵守委員会による検討に付するため、本件及びその他の考え得る許可船舶決議の修正について提案する予定である。

4.4. VMS

この議題項目は、VMS に関して説明又は検討すべき新たな情報がない限りは議論されない見込みである。

4.5. 遵守にかかる全ての決議、決定及び勧告のレビュー

CC の2015 年の作業計画の一環として、失効している措置を特定しこれらを適切にアップデートするため、既存の決議をレビューすることが合意されている。リソース上の制約を考慮して、事務局は、CCSBT 措置総覧に関する作業と並行して、可能な限り多くの決議、決定及び勧告のレビュー及び改正を行う予定である。

² CCSBT の CDS における再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式。

4.6. IUU 船舶リスト案

CCSBT のIUU 船舶リスト決議はCCSBT20 において採択された。CCSBT IUU 船舶リスト 決議パラグラフ4 に従ってメンバー及びCNM から事務局長に対して何らかの情報が提 出された場合、又はその他適切に文書化された情報が利用可能な形で提出された場合に は、メンバーによる検討に付するため、事務局は、当該情報に基づくIUU 船舶リスト案 を提供する予定である。

4.7. 最低履行要件

事務局は、現行のCAPにおいて2015 年中に改正するものとして記述されていることを受け、最低履行要件(MPR)のセクション2.1、2.2、2.3 (許可関連措置)及び3.3 (転載)の改正案を作成した。また、転載決議の年次報告要件に関する修正を踏まえたMPRのセクション6.5 (遵守委員会への年次報告)の改正案についても提示している。

4.8. 品質保証レビュー

2015 年の品質保証レビュー(QAR)プログラムとしては、日本における実地 QAR と、2014 年のインドネシアの QAR 報告書の最終化がある。各 QAR 報告書において提起された全ての重要な問題点については、議題項目 2.1 の下で議論されるものと考えられる。この議題項目の下での議論では、2015 年の QAR にかかる全体的な結果に関する検討と 2016 年の QAR に関する勧告に重点が置かれる予定である。

4.9. 貿易データのレビュー

事務局は、貿易データの分析、新興市場に関する主な変化及びCC9 に対する事務局の報告以降に発生した貿易データの概要/不調和に関する報告に関する年次文書の更新版を提出する予定である。また事務局は、非メンバーの漁獲量の推定に貢献するための主要市場に関するマーケット分析の委託にかかる CCSBT21 からの要請の進捗状況について報告する予定である。

会合は、協力を求めるべき特定の港が所在する非メンバー国及び市場国があるかどうかについて検討するとともに、これに関する拡大委員会への助言について検討する予定である。事務局は、CC10及びCCSBT22にオブザーバーとして参加するよう、フィジー、シンガポール及び米国を招待している。

- 5. 新規又は強化 MCS 措置 (MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の 継続を含む) に関する議論
 - 5.1. 寄港国措置

CC9 においては、CCSBT 寄港国措置決議は合意に至らなかった。日本は、会合の検討に付するため、ICCAT 勧告 12-07 と同等の措置となるような港内検査の最低基準をベースとする代替的な寄港国措置決議案を休会期間中に提出したいと述べた。日本提案はこの議題項目において検討される予定である。

5.2. SBT (特に一次加工されたもの) を同定するオブザーバー、証明者及び 確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

メンバーは、会合による検討に付するため、新技術及びツールに関して報告を行うこと、及び/又は具体的な提案を行うことが要請されている。遵守委員会は、全ての提案を検討するとともに、適当な場合にはこうしたプロジェクトへの支援及び/又は資金拠出に関して拡大委員会に勧告を行う予定である。

5.3. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

メンバーは、MCS 制度に関する「ベストプラクティス」の進展についての情報提供を 行うよう要請されている。これには、メンバーによって策定された新規の制度又は他 で策定された制度/実施状況が含まれ得る。

- 6. 2016年の作業計画
- 7. その他の事項
- 8. 拡大委員会への勧告
- 9. まとめ
 - 9.1. 会合報告書の採択
 - 9.2. 閉会